

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

益子町長 広田 茂十郎

市町村名 (市町村コード)	益子町 (09342)
地域名 (地域内農業集落名)	北中地区 (北中東、北中西、中村)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年10月6日、令和6年7月31日 (第1回、第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区の農地は、国道東側の山際に位置する耕作が困難な畑、国道西側の不成型な陸田、さらに西側の小貝川沿いには土地改良した田が広がっており、水稻・麦・そば・たばこ・露地野菜などを栽培している。
 ・いちご・花きなどの施設園芸もさかんに行われている。
 ・耕作者の約50%は70代、平均年齢は73歳であり、これまで主力だった担い手の高齢化が進んでおり、地域の農業者で構成されている北中・中村集落営農組合の中での世代交代や、農業者の確保育成が課題となる。
 ・土地改良済みの田については少ない担い手で耕作可能だが、条件が不利な未整備農地の活用方法(栽培品目、耕作者の確保等)が課題となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・北中・中村集落営農組合が中心となり、高齢化による規模縮小の農地を後継者にスムーズに引継ぎすることにより耕作放棄地の発生防止を行う。
 ・水田については、集約した農地のメリットを活かし町内の畜産農家と連携してWCS用稲、飼料米への作付転換、耕畜連携を拡大し、所得の向上を図る。
 ・将来的には組合の若手数名で耕作することが予想される中で、集積集約により効率化することが必要になるため、機械や施設の共同利用を進めることにより、導入や整備にかかるコストの低減を図り、効率的な農業経営を実現する。
 ・経営の安定化を図るため法人化も視野に入れ将来の方向性を検討する必要がある。
 ・未整備の農地については積極的に地域外から多様な人材の新規就農者を受け入れ、すべての農地の効率的かつ効果的な活用を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	86.98 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	86.37 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.61 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、今後耕作が困難な農地(山際の農地等)については保全管理とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・北中・中村集落営農組合で離農者、農地の所有者、担い手等と連携を図り、農地の集積集約を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構の活用をしながら、担い手への集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・土地改良済みの農地については、水田の大区画化、水利施設の更新などの基盤整備を実施していく。 ・国道西側については条件不利な不整形地が多いため、地域や担い手の意向を踏まえつつ、基盤整備の活用について検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・北中・中村集落営農組合で若手後継者を育成するために、組合で情報交換を積極的に実施し連携を密にしている。 ・地域外からの多様な人材が就農しやすいよう、農地確保の支援や小さな農業実践者のPRを対外的に行っている。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化を図るため、はが野農業協同組合等による無人機での農薬の空中散布の作業委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害が多い地域であるため、防止対策は必須となる。各補助金を活用し、各農家が連携し対策を取っていく。
- ②有機農業に取り組みたい新規就農者の受け入れを行う。
- ③北中・中村集落営農組合で農地の集積集約に伴いスマート化を進めていく。
- ④他地域と連携した米の輸出について検討していく。
- ⑦多面的機能支払交付金事業による北中環境保全会が道水路管理を行い、地域一体となり農地の環境保全を図っていく。
- ⑧将来的に北中・中村集落営農組合の法人化に伴い、法人として利用する農業施設の整備も検討していく。
- ⑨町内の畜産農家と連携してWCS用稲、飼料米への作付けを積極的に実施し、所得向上を図っていく。